

パッケージシステムとカスタマイズについて

平成22年1月21日

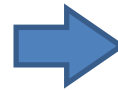
株式会社 日立製作所

1. 自治体基幹業務システムの標準化について

自治体業務は、紙を前提とした手作業による事務の効率化や自治体の規模に応じた柔軟性を備えた制度として体系化されてきた。これまで、システム化により事務処理の合理化が進められたが、従前の制度を継承しつつ、自治体による独自のシステム化が進められた。そのため、近年のシステムの共同利用化やSaaS等の新たな環境においては、この制度・運用が更なる効率化を妨げる要因となっており、今後の自治体業務ではシステム（業務）の標準化が求められる状況となっている。

そこで、自治体における過去のカスタマイズ内容を分析した結果、自治体基幹業務システムの標準化のために下記対応が必要と考える。

仕様の統一



ex. 帳票レイアウト、連携データ

例えば、証明書、各種通知等に記載される項目は全ての自治体で同じであるのも関わらず、自治体の条例によってレイアウトが異なる場合が多い。自治体の規模や特性等に関係なく、共通の仕様とすることで効率化が図られるものは仕様の統一化が有効となる。また、行政全体の最適化の観点からの業務の粒度（例：宛名管理の範囲等）、業務間のインタフェース、データ項目、コード辞書（例：年号、住民種別）、辞書（例：住所辞書）等に関する仕様の統一についても合わせて実施が望まれる。

提供サービスのオプション化（パラメータ化）



ex. 自治体規模、自治体の裁量

自治体の規模に起因する組織や個人の業務範囲、住民サービスに対する考え方の相違は、サービス提供者側が提供するサービスをオプション化（システムのパラメータ化）し、サービス利用者側は用意された方式から最適な方式を選択することで対応できる。

コスト見合いでのカスタマイズ

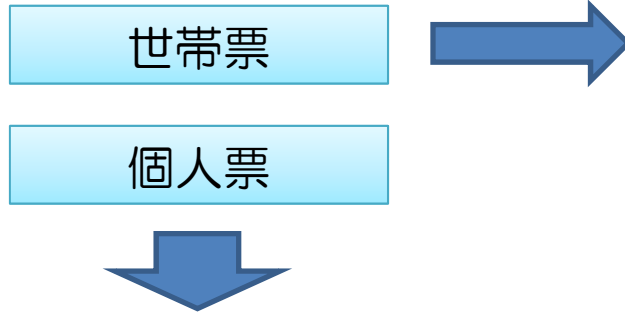


ex. 地域特性

「地域独自の福祉サービス等の地域特性に関わる固有の要件実現は、コスト面でのスケールメリットも得られないため、当該自治体個別の仕様としてコストを鑑みた上で、カスタマイズ可能とする手段が必要である。

2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(1) 住民票（個人票と世帯票）



住民票 春夏県秋冬市

氏名	ひだり 太郎	生年月日	昭和44年11月22日	性別	男	世帯主	日立 太郎	続柄	世帯主
住所	秋冬市南北町1丁目852番地965号 南北マンション999棟102号		住民票の遷居年月日	平17.9.28	転居	届年月日	平17.9.28	住民票の届出年月日	平17.9.28
本籍	群馬県高崎市皇月町1丁目12-20		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号								
住民票コード	00099018925								
備考	平17.9.28改製								
行政区	北町第2		平17.9.28事実上の世帯主 日立 太郎			(1 / 1) 一部			

この写しは住民票一部の原本と相違ないことを証明する。
平成17年 9月28日

春夏県秋冬市市長

東西 太郎



住民票

春夏県秋冬市 1 / 1

住所	秋冬市南北町1丁目852番地965号 南北マンション999棟102号		世帯主	日立 太郎						
01	氏名	ひだり 太郎	生年月日	昭和44年11月22日	性別	男	続柄	世帯主	住民票コード	00099018925
	住民票の届出年月日	平17.9.28	転居	届出年月日	平17.9.28	住民となった年月日	平17.9.28			
	本籍	群馬県高崎市皇月町1丁目12-20		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号									
02	氏名	ひだり 花子	生年月日	昭和41年2月12日	性別	女	続柄	妻	住民票コード	00099018933
	住民票の届出年月日	平17.9.28	転居	届出年月日	平17.9.28	住民となった年月日	平17.9.28			
	本籍	富山県中新川郡立山町湖西3丁目11-2		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号									
03	氏名	ひだり 徹	生年月日	平成2年1月14日	性別	男	続柄	子	住民票コード	00099018941
	住民票の届出年月日	平17.9.28	転居	届出年月日	平17.9.28	住民となった年月日	平17.9.28			
	本籍	群馬県高崎市皇月町1丁目12-20		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号									
04	氏名	ひだり 佳織	生年月日	平成5年12月11日	性別	女	続柄	子	住民票コード	00099018950
	住民票の届出年月日	平17.9.28	転居	届出年月日	平17.9.28	住民となった年月日	平17.9.28			
	本籍	群馬県高崎市皇月町1丁目12-20		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号									
氏名	以下 余 白									
住民票の届出年月日			届出年月日			住民となった年月日				
本籍			筆頭者							
前住所										

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成17年 9月28日

春夏県秋冬市市長

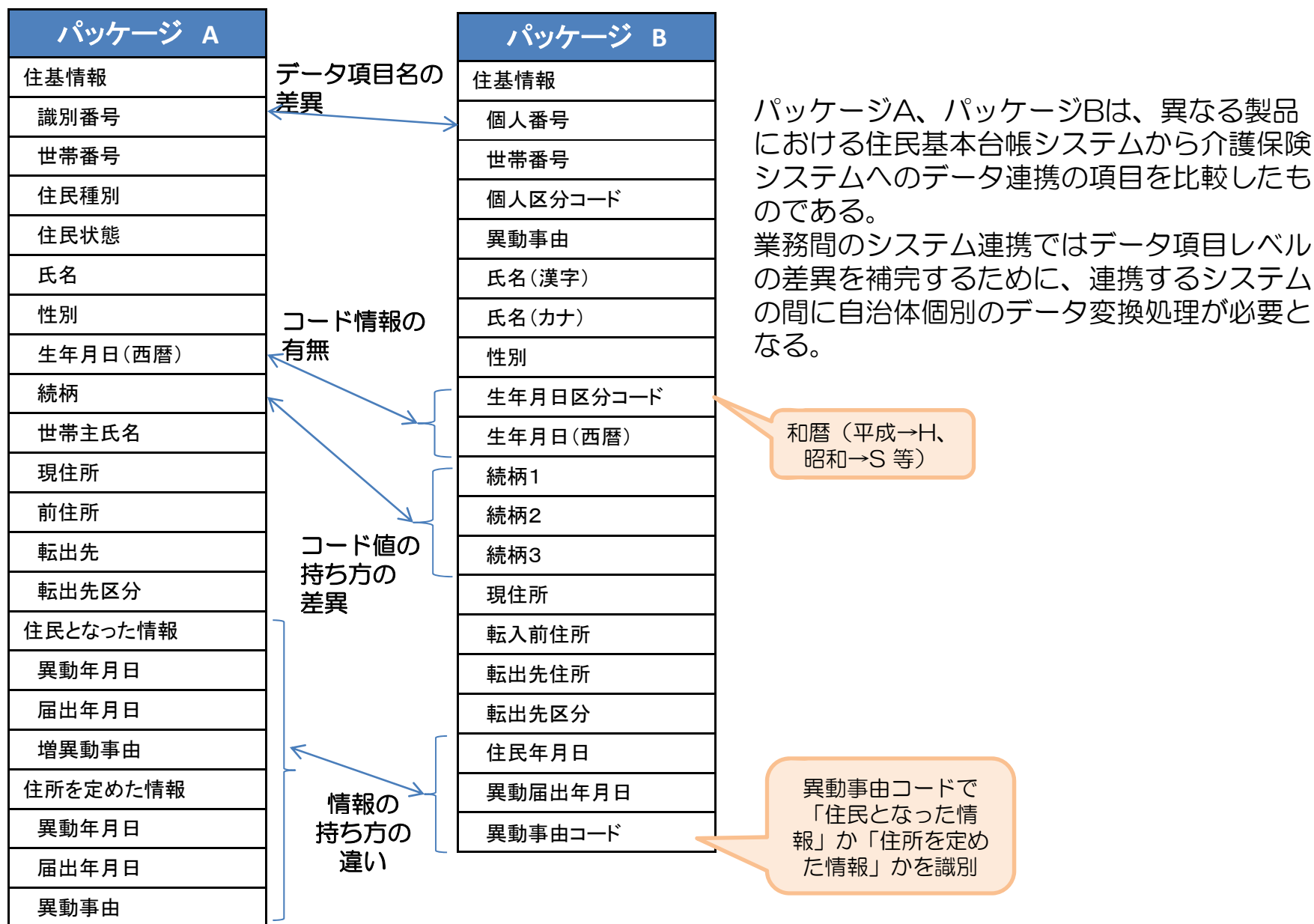
東西 太郎



住民票の基本は個人票であるが、規模の大きな自治体では、電算化以前に世帯の構成員全てを記載した「世帯票」での管理が効率的との理由で採用し、電算化後もこの様式を継承している場合がある。

2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(2) 業務間インターフェースのカスタマイズ例（住民基本台帳→介護保険）



2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(3) 国民健康保険のカスタマイズ例

① 徴収方式

国民健康保険法第76条では、徴収方式に保険料方式を定めているが、大半の自治体で保険税方式を採用している。保険料方式の徴収権の時効は2年であるが、保険税方式は5年になることに加え、滞納処分の優先順位が税方式の方が高くなるためである。

② 賦課方式

国民健康保険料の賦課方式は市町村の実情に応じて各市町村で決めることとされており、主に4方式（所得割・資産割・被保険者均等割・世帯平等割）・3方式（所得割・被保険者均等割・世帯平等割）・2方式（所得割・被保険者均等割）がある。

	自治体	所得割	被保険者均等割	世帯平等割	資産割
1	A市	○	○	○	○
2	B市	○	○	○	
3	C市	○	○		

所得割は、前年の所得に応じて算定
被保険者均等割は、被保険者1人ひとりに課される
世帯平等割は、世帯ごとに課される
資産割は、当該年度の固定資産税額に応じて算定

市町村のおかれた状況は全国一律ではないため、その市町村の実情に合わせた要求仕様に基づきパッケージにカスタマイズをおこなっている。

3. 標準化に対する対応例

	項目	事例	対応策の案
1	仕様の統一	住民票は、個人票と世帯票が存在し、自治体はどちらか一方を採用している。	住民票を個人票に統一する。
		証明書や通知書が自治体によって様式が異なる。	印字項目と様式を統一する。 (*)
		業務間のインターフェースが自治体によって異なる。	業務の粒度を決め、その業務間のインターフェース仕様を統一する。 (*)
		JIS規格第1、第2水準以外の文字（外字）が自治体の独自運用のため、システム連携のために文字のつき合わせ（同定）やコード変換が必要となる。	使用する文字やシステム間連携の文字コードに関するインターフェイス仕様を統一する。
2	提供サービスのオプション化（パラメータ化）	国民健康保険は各自治体によって条例で定められており、保険料方式と保険税方式の徴収方式や複数の賦課方式が存在する。	サービス提供者にて保険料方式と保険税方式や各種賦課方式を用意し、自治体がパラメータの変更のみで対応できる仕組みを用意する。
		大規模自治体では、委託用帳票印刷データ作成、委託入力データの取込、一括入力画面等のバッチ処理が必要となる。	大規模自治体向けのバッチ処理をサービス提供者が用意し、必要とする自治体がパラメータの変更のみで採用できる仕組みを用意する。
		小規模自治体では、住基業務と国保業務を同一窓口（同一部署）で対応するが多いため、双方のシステムの画面連携とデータ連携が必要となる。	小規模自治体向けの画面と画面遷移をサービス提供者が用意し、必要とする自治体がパラメータの変更のみで採用できる仕組みを用意する。
3	コスト見合いでのカスタマイズ	福祉サービスとして、国で定める特別障害者手当のほかに、県や市独自の重度心身障害者手当、難病患者福祉手当、配食サービスなどが地域独自サービスとして提供している。	地域独自サービス機能の必要性や実現する場合の費用対効果からカスタマイズの可否を検討する。

*：印字項目に限らずデータ項目に関しては、用語の定義やデータ項目名称等に対する統一的な定義（データの標準化）が必要である。

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安にしています。
 小規模：3万人未満
 中規模：3万人以上、30万人未満
 大規模：30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○：技術的に可能。（現在、実現しているものではありません）
 △：統一的な仕様で定められた場合は可能。

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	主な要因																			
			自治体の条例で 決められている				組織の規模が異なる				自治体固有の理由				その他							
			規模別 影響度		頻度	対パ ラメ ータ の可 否	規模別 影響度		頻度	対パ ラメ ータ の可 否	規模別 影響度		頻度	対パ ラメ ータ の可 否	規模別 影響度		頻度	対パ ラメ ータ の可 否				
小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模			大 規 模	小 規 模			中 規 模	大 規 模										
5	固定資産税	大	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・課税明細書様式変更 ・価格決定通知書様式変更 ・家屋評価額計算様式変更 ・土地評価額計算様式変更 ・償却資産申告書様式変更 ・償却資産課税台帳様式変更 ・種類別明細書様式変更 ・納税通知書様式変更 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 小中規模では、家屋評価システムからの取り込みデータの決裁はオンライン処理のみだが、大規模自治体では一括処理で行う。家屋評価システムよりの取り込みはオンラインからの入力となるが、一括での取り込み処理を追加し、エラーリストを一覧で出力する機能の追加。 【理由】 大規模自治体では、オンライン処理で家屋評価システムのデータを1件ずつ確認するのは、件数が多く運用が回らないため。 【団体間の違い】 大規模自治体では、みなし課税を抑止する処理を追加。現況確認ができており、証明できるのであれば、申請がなくても前年情報を引き継いで課税するが、証明ができない場合に前年情報を引き継がないように処理を変更。 【理由】 償却資産の現況確認ができ証明できる場合は前年度償却を引き継げるが、大規模では現況確認ができていない場合があるため。 【団体間の違い】 外部委託用の帳票データが異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	○	【団体固有の理由】	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 概要調査システムや家屋評価システムなど、異なるベンダーのシステムの場合、L/Fに合わせた連携データのレイアウトの変更（项目的には変わらないが、レイアウト（項目配置）が変わる）及び文字コードの変更が発生する。 【理由】 外部連携先システムとの連携データが各業務、および開発ベンダーによって異なるため。	大	導入時	△
6	T06国保・年金	大	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・国保税納税通知書様式変更 ・変更決定通知書様式変更 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 住記の業務と連携する機能の有無。 【理由】 小規模自治体では、住記と国保資格業務を同じ窓口で実施することがあるため。 【団体間の違い】 外部委託用の帳票データが異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	△	【団体固有の理由】 調整交付金資料・連合会L/F 【理由】 県に報告する資料で、県毎に指定している様式が違うため。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 国保料であれば、料金の算定方式カスタマイズ（国保税＝旧但し書き方式、国保料＝住民税方式が一般的） 旧但し書き方式：所得を用いる。 住民税方式：住民税額を用いる。 【理由】 徴収方式として国民健康保険法第76条では、保険料方式を定めているが、大半は保険料方式を採用しているため。	大	導入時	○

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安としています。
 小規模：3万人未満
 中規模：30万人未満
 大規模：30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○：技術的に可能。(現在、実現しているものではありません)
 △：統一的な仕様で定められた場合は可能。

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	主な要因																				
			自治体の条例で 決められている					組織の規模が異なる					自治体固有の理由					その他					
			規模別 影響度			頻度	対 パ ラ メ ー タ の 可 否	規模別 影響度			頻度	対 パ ラ メ ー タ の 可 否	規模別 影響度			頻度	対 パ ラ メ ー タ の 可 否	規模別 影響度			頻度	対 パ ラ メ ー タ の 可 否	
小 規 模	中 規 模	大 規 模	小 規 模	中 規 模	大 規 模			小 規 模	中 規 模	大 規 模			小 規 模	中 規 模	大 規 模			小 規 模	中 規 模	大 規 模			
10	T12財務会計	大	小	中	大	導入時	△	小	小	中	大	導入時	○	小	中	大	導入時	△	小	大	大	導入時	△
<p>【団体間の違い】 自治体ごとに決算書、 予算書などの帳票様 式が異なっている。 【理由】 統一された帳票様式 がなく、自治体ごと に様式を定めているた め。</p>			<p>【団体間の違い】 組織規模の大小によ り、取り纏め課の業務 範囲が異なり、メ ニュー構成、権限等 の要望が異なってくる。 【理由】 規模が小さい場合、取 り纏め部署で、全庁の 業務を行うための機能 が求められる。 規模が大きい場合、各 人の権限を厳格に管 理し、各課で申請し取 り纏め部署で審査する 機能が求められる。</p>					<p>【団体間の違い】 現状の運用のサポ ートとしてシステムを利 用している自治体もあ れば、導入したシステ ムに合わせて運用もあ る。また、電子入札シ ステムと連携するよう な運用もあり、各自 治体の作業効率化の考 え方や、運用の方針 によりシステムの利用 方法が変わる。 契約業務、物品業務 の運用が自治体によ って異なる。 例：物品購入の場合、 パッケージでは「執行 同一負担行為一支出 命令」の順に伝票発行 することを想定してい るが、指名又は入札な どの処理は運用で行 い、決定後に負担行 為、支出命令のみ起 票する即決定処理な どがある。 【理由】 自治体ごとに契約業 務、物品業務の運用 を定めているため。</p>					<p>【団体間の違い】 他業務システムとの連 携範囲、方式などが異 なり、それにより運用 も異なる。 例：歳入管理につい て、財務会計システ ムにて1件単位で管理 する自治体もあれば、歳 入が発生する業務は 全て電算化されてお り、財務会計システ ムは各システムからデ ータをもらう自治体も ある。 また、人事給与管理シ ステムが導入されてい れば、人事給与関連 の支出情報は、人事 給与管理システムで 管理するため、支出情 報を財務会計システ ムに取込む必要がある 。このとき、お互い のインターフェース が合わなければ、カ スタマイズが必要に なる。 人事給与管理システ ムが導入されていな ければ、財務会計シ ステムに支出情報を直 接入力するため、上 記のようなカスタマイ ズは不要になる。 【理由】 自治体毎に独自のシ ステムがあり、それ ぞれの機能の定義も 異なるため。</p>										
11	T13庶務事務	大	小	中	大	導入時	△	小	中	大	導入時	△	小	中	中	導入時	△	小	小	大	導入時	△	
<p>【団体間の違い】 休日給の対象勤務時 間帯、超過勤務の代 休処理、日当支給の 計算条件など 【理由】 自治体毎に条例で定 められており、かつ統 一されていない</p>			<p>【団体間の違い】 複数職員の一括処理 機能や総務事務セン ター職員向けの機能 【理由】 所属する職員数が多 い部署や利用端末が 少ない部署がシステ ム対象範囲となる場 合、代理者による一 括処理が運用上求め られる また、総務事務セン ターを設置する場 合は、事務センターの 業務に特化した機能 が必要となる</p>					<p>【団体間の違い】 申請書や給与明細の 様式の違い 【理由】 統一された様式がな く、自治体ごとに決 められているため</p>					<p>【団体間の違い】 地域の特性が機能に 影響を及ぼす場合 (例)：地図ソフトと連 動した移動距離から交 通費算出する公用車 対応等運賃検索ソフト との連動等 【理由】 通勤手段が鉄道主体 の地域や自家用車主 体の地域など勤務地 の立地条件が異なる ため</p>										

パラメータによる対応について

標準的な運用フロー、画面レイアウト、伝票レイアウト、帳票レイアウトを2~3パターン提供しパラメータにより切り替えることは可能と考える。
ただし、それですべての自治体の要望が満たされるか、すべての機能について実装できるか、性能や保守性が低下しないか、などの課題は残る。

